

令和2年度（補正予算）国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業費に係る Q&A

2021.3.4 現在
環境省自然環境局国立公園課
一般財団法人環境イノベーション情報機構

※本資料はあくまでも現時点の情報に基づいて作成しているものであり、今後、変更の可能性があります。

< 2 事業共通 >

Q1. 地方公共団体の申請は可能か。

A1. 申請可能です。公募要領の「1. 事業の目的と補助事業の内容について」(3) に補助金の応募を申請できる方を記載しています。

Q2. 第一次補正予算において採択された事業者も申請することは可能か。

A2. 可能です。ただし、第一次補正予算で採択された事業内容と別の事業内容で申請する、第一次補正予算で採択された事業を更に改善・発展させて申請する等、第一次補正予算で採択された事業内容と重複がないようにしていただきたいと考えています。

Q3. 1つの団体が滞在型ツアー推進事業とワーケーションの実施に係る事業、ワーケーションのための環境整備に係る事業に複数申請することは可能か。

A3. 可能です。ただし、各事業単位で申請していただく必要があります。

Q4. 1つの団体が対象地や事業内容を変えて複数申請することは可能か。

A4. 可能です。ただし、申請多数の場合は採択の優先順位が下がる可能性があります。

Q5. 地域協議会とは何か。また法人格が必要か。

A5. 地域協議会とは、当該地域内の自治体、観光協会、民間事業者等から構成される組織となります（自治体や観光協会等の参加は必須ではありません）。公募要領では、民間企業等で構成する協議会その他環境大臣の承認を

得て機構が適当と認める者に当てはまります。

本事業では地域協議会が申請者となる場合に必ずしも法人格を求めるものではありませんが、事務局や構成員、会計・事務処理の方法・体制等を確認させていただくことがあります。

Q6. 協議会構成員に環境省や都道府県が含まれていることは問題ないか。

A6. 問題ありません。ただし、定率補助における協議会の負担の一部を環境省が支出することはできません。

Q7. 旅館組合や〇〇の会といった任意団体であっても申請可能なのか。

A7. 機構が、規約等により事務局や構成員、会計・事務処理の方法・体制等を確認し、その上で補助事業を実施可能な組織であると認められれば、申請可能です。

Q8. 定額補助の要件である「地域一体となった事業」とは何を基に判断するのか。

A8. まず、申請者が公募要領の「1. 事業の目的と補助事業の内容について」(3)のウからクに掲げる者であること、又はア、イに掲げる者のうち、公園管理団体、公園事業者、DMC、まちづくり会社、地方公共団体が出資を行っている法人等に該当することが要件となります。そのうえで、事業内容が地域活性化を目的としていることが必要となります。
ア、イに掲げる者については、公園管理団体、公園事業者、DMC、まちづくり会社、地方公共団体が出資を行っている法人に該当する場合のほか、公益的・公共的な性格を有する場合も対象となりますので、公益的・公共的な性格を有することを明らかにした根拠資料を提出してください。

Q9. 感染症対策はどのようなものを想定しているのか。

A9. パーテーション、消毒液、CO₂濃度センサー等の感染症対策に要する物品の購入、非接触・人数制限など感染症対策に配慮したツアーやワークショップ等に関する調査、計画、モデル実施などが考えられます。ただし、宿泊施設等において本来施設管理者が実施すべき感染症対策との重複は認められません。

Q10. 環境負荷軽減とはどのようなものを想定しているのか。

A10. 脱炭素化を目的とした自転車やe-bike等のレンタルや購入、プラスチック

ク袋削減のための代替品の購入、ツアーやワーケーション等において地産地消や環境教育を実施するための調査、計画、モデル実施などが考えられます。

Q11. 人件費はどのように算出するのか。単価基準や上限はあるのか。

A11. 申請者が通常使用している単価と業務日報等をもとに算出します。経費の妥当性については、適宜、機構が判断する予定です。

なお、出向元が給与等の負担をしている場合など、申請者が負担していない人件費は計上できません。

また、申請後、一定の割合を超える経費配分の変更がある場合には、交付規程第6条及び第8条第三号に基づき、承認等の手続きが必要となります。

Q12. 人件費は受託単価を用いて計上してよいのか。

A12. 補助金交付の目的上、補助対象経費に申請者又は関係団体等の利益を含むことはふさわしくないことから、受託単価ではなく、支払単価を用いて計上していただく必要があります。なお、精算時には補助事業期間内の実績単価を用いて算出していただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

Q13. 人件費、雑役務費、資材購入費等の割合の上限はあるのか。

A13. 事業目的の達成に必要と認められれば、各経費の割合の上限はありません。なお、本補助金は地域経済の活性化を目的としていることから、経費のほとんどを地域外の事業者への外注費（雑役務費）として使用するような申請については、採択の優先順位が下がる可能性があります。

Q14. 高額な備品費であっても購入可能なのか。

A14. 事業目的の達成に必要と認められれば可能です（事業のために必要不可欠でかつ次年度以降も事業目的を達成するために継続的に使用する等）。ただし、パソコン、カメラ・映像機器、乗用車等の汎用性が極めて高く、目的外使用になり得る備品の購入は原則として認められません。また、高額な備品の購入が経費の大部分を占める場合等は、採択優先順位が下がると考えています。

なお、交付規程第8条第十一号に基づき、取得財産等管理台帳の整備、補助事業の期間終了後も含めた目的外使用の禁止等の制限がかかります。

Q15. テストマーケティングやファムトリップとして計上できる経費はどのようなものか。

A15. 公募要領に記載の事前調査・準備・プロモーションに関する経費に加えて、例えば、テストマーケティングであれば試験的な販売に係る経費、ファムトリップであればモニターツアーの実施経費及びモニターツアー参加者の旅費・謝金等が想定されます。公募要領別表第3もご参照ください。

Q16. 補助事業の交付額の上限、下限は設定されるのか。

A16. 補助金交付額の下限は設定していません。また、定額補助については800万円又は250万円の上限を設定していますが、1/2等の定率補助の上限は設定していません。公募の結果、予算枠の上限に達した場合にはその枠内で交付額の調整を行うことになります。

Q17. 1公園（温泉地）あたりの補助額や申請件数の上限設定はあるか。

A17. 1公園（温泉地）あたりの補助総額や申請件数に上限を設ける予定はありませんが、全体として予算額を超える申請があった場合、同一地域内の類似案件は優先度が下がる可能性があります。

Q18. 他の補助事業との併用は可能なのか。

A18. 他の国の補助事業との併用はできませんが、地方公共団体等の補助事業との併用は可能です。

Q19. GOTOキャンペーンの適用は可能か。

A19. ファムトリップやテストマーケティングなど補助金で経費を負担するものについてはGOTOキャンペーンの適用はできません。
参加者が自己負担する場合の宿泊費等については、GOTOキャンペーンの適用が認められます。

Q20. 補助事業で得られた利益はどう扱えばいいのか。

A20. 補助対象事業の実施期間中に、参加者から滞在型ツアーやワーケーションの参加料等の費用を徴収した場合は、「寄付金その他収入」として計上することとなり、当該収入等を差し引いた金額が補助対象経費になります。なお、補助事業完了後に補助事業の成果を活用して利益を得ることや、補助事業とは関係の無い事業で利益を得ることは、一部特段の場合を除き問題ありません。

Q21. 補助事業で得られた売上から環境保全事業等への寄付をしてよいか。

A21. Q20 の通り、補助事業で得られた売上等は、環境保全事業等への寄付額も含めて、「寄付金その他収入」として計上していただく必要があります。
また、環境保全事業等への寄付は補助対象経費となりません。
なお、補助事業完了後に補助事業の成果を活用して得た利益の一部を環境保全事業等に寄付することは問題ありません。

Q22. イベントやツアーで飲食の提供やノベルティの作成・配布はしてよいか。

A22. イベントやツアーにおける飲食の提供は、地場産品を PR するためなどツアー等の実施のために必要で、かつ、原則として環境省が定める単価（下記 Web サイトの P15 参照）の範囲内の場合のみ、補助対象となります。
なお、内規等がある場合は当該内規を予め機構に提出し、確認を取ってください。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf

また、ノベルティの作成・配布は原則として補助対象外です（地場産品を活用した製作体験の成果物を持ち帰る場合など、ツアー等の実施のために必要な場合は対象となります）。

Q23. 補助金の交付を受けた後に委託事業者への支払を完了したいが可能か。

A23. できません。補助金の対象経費については、事業対象期間内にすべての事業を終えて、経費の支払いが完了している必要があります。

Q24. 事業の繰り越しは可能なのか。

A24. 原則として令和3年度中に事業完了が可能な範囲で申請いただくようお願いいたします。

Q25. 補助事業採択後の概算払いについて実施予定はあるか。

A25. 補助事業の実施者が概算払いを希望されるは、機構における審査及び財務省との協議を経て、交付決定額の1/2の範囲で概算払いを実施する予定です。概算払いは原則として1回とします。また、ワーケーションのための環境整備事業については、工事業者との契約書において前払いを条件とされている場合に限ります。

なお、概算払いの対象とならない経費については、補助事業の完了後、機

構による審査を経て交付額を確定させたうえで、精算払いにより交付されることとなります。

Q26. 経費内訳の作成に当たって注意すべきことは。

A26. 公募要領の別表第3又は4の経費区分を参照のうえ作成をお願いします。また、必ず根拠となる員数と単価、備品と資材については購入しようとする品名を備考欄に記載してください（別紙とすることも可能です）。補助事業を行うために直接関係のない費用や過大な費用は認められませんのでご注意ください。

謝金の単価については原則として、環境省が定める単価（下記 Web サイトの P16 参照）を使用してください。なお、内規等がある場合は当該内規を予め機構に提出し、確認を取ってください。

https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kanbo/chotatsu/2804_160323set.pdf

<国立・国定公園での滞在型ツアー推進事業>

Q27. 滞在型ツアーとは何か。

A27. 国立・国定公園内の自然を活用したツアー・イベントであって、アドベンチャーツーリズム（AT）又はサステナブルツーリズム（ST）に該当するもののことです。

アドベンチャーツーリズムとは、自然の中で体を動かすプログラムや異文化体験の要素を含むものです。トレッキング、サイクリング、カヤック、ラフティング、キャンプ、釣り、スノーアクティビティ、ナイトウォーク、野生生物観光や、神楽や伝統文化の体験イベントなど、地域の自然、文化を活かした様々なアクティビティや体験メニューが対象になると考えています。

サステナブルツーリズムとは、ツアー・イベント等の実施による地域の環境、社会及び経済への影響に配慮し、自然環境を持続可能に保つものです。例えば、地域社会の参画や雇用、地産地消等の配慮・取組や、野生生物への影響防止、温暖化防止対策（CO₂排出削減）、適切な廃棄物管理（プラスチック廃棄物の削減等）等のいずれかが事業計画に位置づけられているものが考えられますが、具体的なツアー・イベント内容までを環境省で規定するものではありません。

Q28. 滞在型ツアー推進事業でリモートワークの実施や環境整備等の経費は補助対象となるか。

A28. 滞在型ツアー推進事業では、リモートワークの推進にかかる経費は補助対象外となります。ワーケーション推進事業に応募してください。

Q29. 滞在型ツアー推進事業に関して、補助事業の期間にツアー・イベントを実施せずに、受入環境整備のみ実施することは可能か。

A29. 海岸清掃、修景伐採、登山道の維持管理等の滞在型ツアーの受入環境整備のみの実施でも申請可能です。

Q30. 公募要領別表第2に記載の事業内容はすべて実施しなければならないのか。

A30. 事業内容に関してすべてを実施する必要はなく、各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいて構いません。ただし、滞在型ツアーもしくはその受入環境整備のどちらかを実施する必要があります（滞在型ツアーに関しては、補助事業の成果を活用し、独自事業として実施しても問題ありません）。

Q31. 国立・国定公園の区域外で実施するものも補助対象となるのか。

A31. 国立・国定公園内で実施するツアー・イベント等に必要と認められれば、区域外で実施する事業であっても補助対象となります。事業実施計画上で、公園区域内のツアー・イベント等との関係について明確にしてください。

Q32. 補助事業を活用し、ツアーやイベント等の参加者の交通費・滞在費を割引することは可能か。

A32. 補助事業は、あくまでもツアーやイベント等の実施主体に対する支援であり、ツアーやイベント等の参加者の交通費・滞在費の割引を目的とした経費は認められません。なお、タクシーやバス等の二次交通に係る事業者もツアー等の実施主体となりうるほか、ツアー等の実施に必要なタクシーやバス等の借上げ費用等は補助対象経費に含めることが可能です。

Q33. 実施するツアーやイベント等は参加費が無償のものでも良いのか。

A33. 参加費が無償のものでも構いません。ただし Q32 の通り、交通費・滞在費等については参加者の自己負担としてください。

Q34. 公園事業の執行者以外の者が、歩道修繕等の内容を含めて申請することは可能か。

A34. 事業執行者の了解を得たうえで、草刈りや簡易な修繕であれば問題ありません。なお、自然公園法の手続きについては、当該区域を管轄する自然保護官事務所等及び都道府県にご相談をお願いいたします。

Q35. ツアーやイベント等のために実施する利用施設（例えば木道等）の整備に係る経費は対象となるか。

A35. 資材を購入して人力で実施するものは基本的に対象となります。工事費（重機等を使用するいわゆるハード整備）は対象外です。

<国立・国定公園、温泉地でのワーケーション推進事業>

Q36. ワーケーションの実施に係る事業の具体的な内容イメージは。

A36. キャンプ場や旅館等が新しくワーケーションを実施（又は既存の取組を更に改善して実施）するための各種費用の支援を想定しており、例えば、ワーケーションプランの造成に係るマーケティング、コンサルティング費用、トライアル実施のための運営経費、必要な物品等のレンタル・購入費用、広報経費等をイメージしています。詳細は別表第2及び別表第3をご参照ください。なお、ワーケーションに合わせて国立・国定公園の自然を活用したツアー・イベント等を実施する場合には、別途、国立・国定公園での滞在型ツアー推進事業に申請することも可能です。

Q37. ワーケーションの実施に係る事業に関して、実施要領別表第2に記載の事業内容はすべて実施しなければならないのか。

A37. 各地域で実施が必要な事業を個別にご検討・実施いただいで構いません。ただし、ワーケーション利用者の受入を実施する必要があります（補助事業の成果を活用し、独自事業として実施しても問題ありません）。

Q38. 国立・国定公園の区域外で実施するものも補助対象となるのか。

A38. ワーケーションの実施に係る事業（上限250万円の定額補助）については、リモートワーク環境か自然体験プログラム等のいずれかが国立・国定公園内又は国民保養温泉地の場合には、補助対象となります。ワーケー

ションのための環境整備に係る事業（1／2又は2／3の補助）は、国立・
国定公園内又は国民保養温泉地の施設が対象となります。

Q39. 公募時点で公園事業認可申請中の事業者の補助率は1／2、2／3のど
ちらになるのか。

A39. 原則として1／2と考えていますが、仮に交付申請時までに認可されれ
ば、補助金予算の範囲内で2／3の適用をいたします。

Q40. ワークーション参加者向けのツアーやイベント等の実施に要する経費も
補助の対象となるのか。

A40. 補助の対象になります。